

平成27年度第4回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成28年3月2日（水） 午後1時50分～午後2時5分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1） 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

（2） 事務局

書記長 安藤光男

書記 林真吾 下村友美 佐々聖尚

4 議題

定時登録について

5 会議資料

議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

書記： ただ今より平成27年度第4回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長よりごあいさつをいたします。委員長よろしく願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、定時登録についての議題でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

書記： 議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は1件です。事務局から議案第4号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局： 議案第4号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成28年3月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。（選挙人名簿の抄本を回覧。人数を

資料により説明)

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委 員： (なし)

委員長： 議案第4号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委 員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、何かありましたらお願いいたします。

事務局： 1点報告いたします。

平成28年2月3日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律により、選挙人名簿の登録制度が改められ、今後、初めて執行される国政選挙から適用されることとなります。改正の趣旨・概要は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が投票をすることができるようにするものです。旧住所地における住民票の登録期間が3月以上であり、そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたとであろう者で選挙人名簿に未登録のものについて、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととなりました。

最後に、本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

以上で、報告を終わります。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成27年度第4回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成28年3月2日

委員長	水 野 春 巳
委 員	坪 井 清 夫
委 員	東海林 宗 義
委 員	安 藤 保 信